

# STOP ザ 交通労働災害！

～職場での交通労働災害を防止しましょう～

平成26年に発生した長崎県内の交通労働災害による死傷者数は、106人でそのうち2人の尊い命が失われました。過去10年間の交通労働災害の発生状況を見ますと、増減を繰り返しており、減少傾向にあるとは言えず、死亡災害にあっては毎年発生し、非常に憂慮すべき状況にあります。(図1)

また、交通労働災害は多岐の業種にわたり発生しております。(図2)

今般、長崎労働局では春の全国交通安全運動(5月11日～5月20日)や全国安全週間(本週間7月1日～7月7日、準備期間6月1日～6月30日)と連動して交通労働災害防止対策を講ずることといたしました。

これを機に各職場において、交通労働災害撲滅に向けて労使一体となって取り組みを行いましょ！

図1 平成17年～26年 労働災害発生状況(長崎労働局)

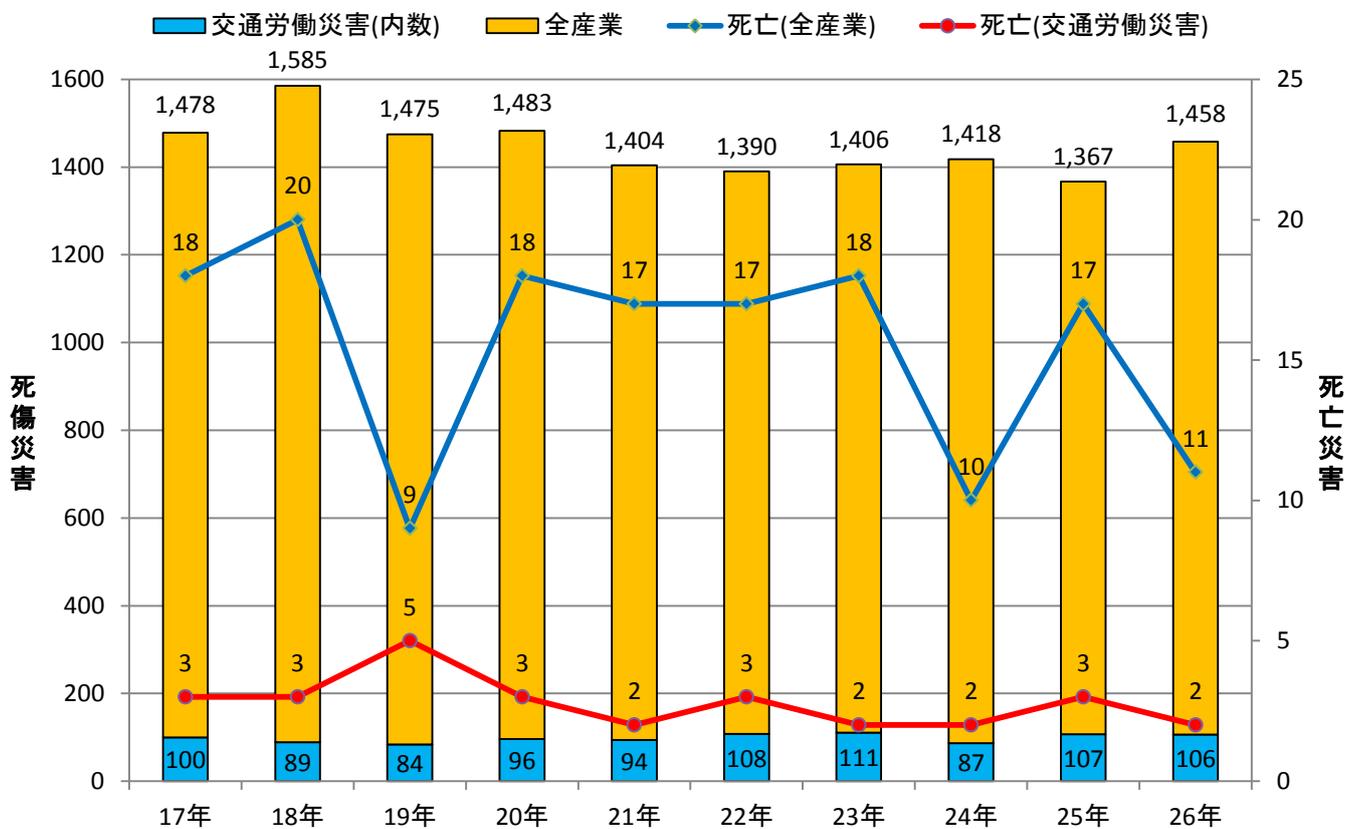
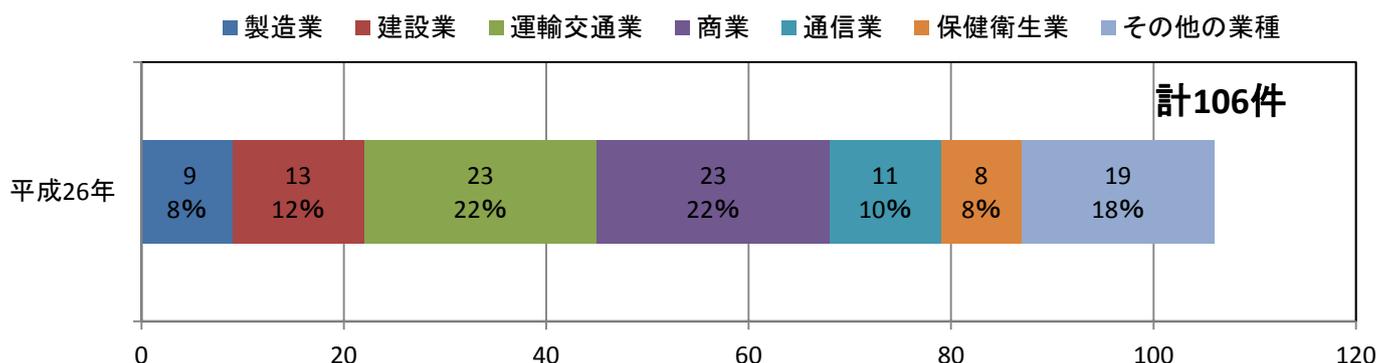


図2 平成26年 業種別交通労働災害発生状況



# 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿って取り組みましょう！

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。(全国統計)

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受けて厚生労働省では「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、交通労働災害の防止を図るための指針となることから、ガイドラインに沿った取り組みを行いましょ！

まずは以下の事項について確認してください。

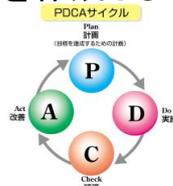
## ① 交通労働災害防止のための管理体制はありますか？

➡ **安全管理者、安全衛生推進者**、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任しましょう。

管理者を選任した時は、役割、責任、権限を明確にし、管理者に対して十分な教育を行いましょ。

## ② 経営トップが安全衛生方針の表明、目標の設定を行っていますか？

➡ 経営トップ(事業主等)が安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょ。目標達成に向けて安全衛生計画を作成しましょ。



安全第一！  
健康第一！  
ゼロ災害！



## ③ 安全委員会などで調査・審議を行っていますか？

➡ 安全委員会などで交通労働災害防止について調査・審議を行いましょ。調査・審議結果を朝礼などで労働者全員に周知しましょ。

## ④ 適正な労働時間の管理、走行管理を行っていますか？

➡ 疲労による交通労働災害を防止するため、**改善基準告示(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号))**を遵守し、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理を行いましょ。

高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょ。(平成25年追加)

※詳しくは国土交通省ホームページを参照。

<http://www.mlit.go.jp/common/001000380.pdf>

➡ 走行計画を作成し、運転者に適切な指示をしましょ。

➡ 運行記録計(タコグラフ)を活用して乗務状況を把握しましょ。

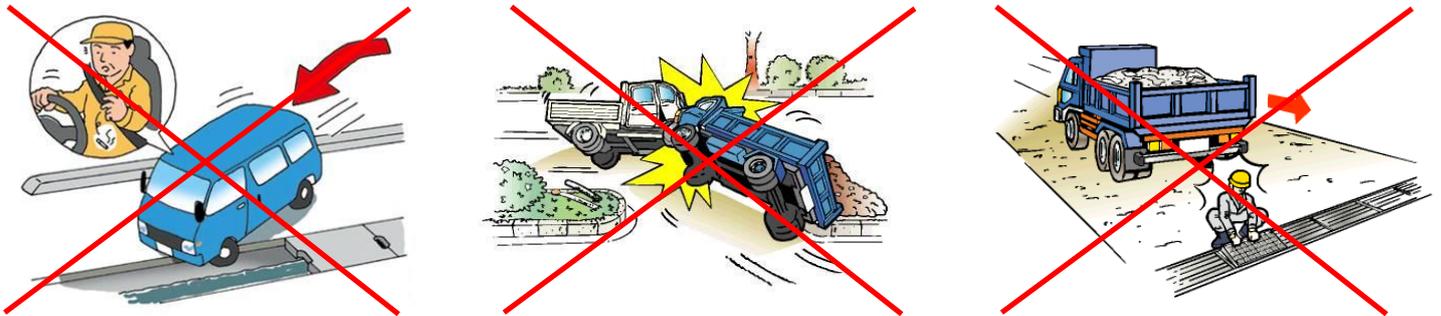
➡ 乗務開始前に点呼を行い、報告を求め、結果を記録しましょ。

※睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど必要な対策を講じましょ。

- ➡ 荷役作業を行わせる時は、事前に運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。
- ➡ 荷役作業による運転者の身体負担を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備え付けましょう。
- ➡ 自動車・原動機付き自転車などの車両の点検を行いましょう。
- ➡ 自動車・原動機付き自転車などの車両に必要な安全装置を整備しましょう。

### ⑤ 安全衛生教育を行っていますか？

- ➡ 雇入れ時、日常の教育を自動車運転者に対して行いましょう。
- ➡ 交通危険予知訓練(交通KYT)を行いましょう。
- ➡ マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合は、十分技能がある労働者を選任しましょう。



### ⑥ 交通労働災害防止に対する意識の高揚を図っていますか？

- ➡ ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会を開催しましょう。
- ➡ 交通安全情報マップを作成しましょう。

### ⑦ 荷主・元請事業者による配慮がありますか？

- ➡ 荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょう。

### ⑧ 健康管理を行っていますか？

- ➡ 運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導を行いましょう。
- ➡ ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の詳細については、こちらで検索してください。

- ➡

# 平成26年の交通労働災害はこのようにして発生しています！

## 建設業

【特徴】 工事現場へ向かう途中に交通事故発生！  
一度に複数人が死傷するケースが多い

### 事例1

会社から工事現場に高速道路を使用して向かう途中、車線変更の際、雨でスリップし側壁に衝突、運転手を含む2名が大腿骨骨折、眼球破裂などの重傷を負った

### 事例2

会社の車両を使用して現場に向かう途中、センターラインを越えてきた対向車と衝突し、運転手を含む3名が頸椎捻挫などを負った

### 事例3

仕事を終え、帰宅する際、カーブにて中央線をはみ出し対向車と正面衝突し、運転手を含む3名が足の骨を折るなどの重傷を負った

## 建設業における交通労働災害を防止するために！

- ①事前に走行経路と所要時間の確認をしましょう
- ②走行経路上の注意箇所を確認しましょう（通学路、渋滞、事故多発など）
- ③運転手の体調を点呼で確認しましょう
- ④交通危険予知訓練、ドライブレコーダの情報などから安全教育を実施しましょう

知っていますか？「労災」と「通災」の違い

通勤災害とは、労働者が「通勤」により負傷や病気、死亡した場合を言います。

「通勤」とは、住居と就業場所との間を合理的な経路・方法で往復するものをいいます。

（業務の性質を有するものや経路の逸脱などは「通勤」となりません。）

次の場合は「通勤」として認められない場合があります

- ・会社が所有する車両を使用している場合
- ・自宅から会社へ寄って現場に向かう場合
- ・自家用車に同僚を同乗させて移動している場合 など



## 新聞販売業

【特徴】 明け方などまだ暗く視界が悪い状況で事故多発  
原動機付き自転車（バイク）運転中の事故

### 事例1

バイクで配達中、縁石に乗り上げ転倒、鎖骨を骨折

### 事例2

バイクで配達中、Uターンしたところ車両と衝突、足を負傷

### 事例3

バイクで配達中、山間道のカーブで対向車に気づき、急ブレーキをかけたところ、タイヤがロックし転倒、ろっ骨を骨折した

## 新聞販売業における交通労働災害を防止するために

- ①交通事故発生情報、ヒヤリ・ハット事例から交通安全情報マップを作成、配布して啓発を行いましょ
- ②雇入れ時教育、日常教育を徹底し、交通法規の遵守の徹底を図り、交通労働災害防止のための知識を付与しましょ
- ③集金・配達中の転落・転倒災害を防止するため滑り止めのついた適切な靴を履かせ、慌てず、足元に注意して仕事を行うよう繰り返し教育を行いましょ

## 死亡災害事例

### 事例1（タクシー業）

バイクで移動中、バイクと接触し、荷物が道路上に散乱したため、回収していたところ、進行してきたバイク及び後続車にはねられ頭を強く打ち死亡したもの

### 事例2（建設業）

バイクで直進中、信号のない交差点から右折してきた軽乗用車と衝突し、頭を強く打ち、数日後に死亡したもの

### 事例3（バス業）

傾斜地で車両のバックランプの交換をしていたところ、車両が動き出したため、前バンパーにある扉の開閉レバーを開けようとしたところ、車両に巻き込まれ死亡したもの